

令和4年度 市民税・県民税 特定配当等・特定株式等譲渡所得金額申告書

(あて先)		現住所	一宮市本町2丁目5番6号		行政区番号		
					個人番号	012345678901	
一宮市長		1月1日	<input checked="" type="checkbox"/> 上記と同じ		世帯番号		
提出年月日		現在の住所			宛名番号	0000012345	
		フリガナ	イチノミヤ マスミ		業種・屋号	会社員	
年	月	日	氏名	一宮 真清		電話番号	0586-28-8963
4	3	1	生年月日	S60.7.8	世帯主の氏名	一宮 真清	
					続柄	本人	

※該当する番号に○をつけてください。

1 確定申告した(予定含む)上場株式等の所得について、全て市民税・県民税では申告しません。

2 確定申告した(予定含む)上場株式等の所得について、市民税・県民税では下記の所得とします。

	令和3年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書に記載した金額	令和4年度市民税・県民税申告金額
配当所得 (総合課税分)	1,000,000 円	0 円
上場株式等の譲渡所得等 (申告分離課税分)	500,000 円	500,000 円
上場株式等の配当所得等 (申告分離課税分)	円	円
令和3年分で差し引く 繰越損失額	円	円
令和4年分以後に繰り越される 株式等に係る譲渡損失の金額	円	円
配当割額控除額	50,000 円	0 円
株式等譲渡所得割額控除額	25,000 円	25,000 円

(注意点)

○上記1、2のいずれにも記載がない場合又は記載内容の判断がつかない場合は「所得税と同じ課税方式」を選択したものとみなします。「所得税と同じ課税方式」を選択する場合は、この申告書は提出不要です。

○申告不要制度が選択できない所得(上場株式等以外の配当所得など)は申告の有無にかかわらず市民税・県民税の課税対象となります。

○この申告書は原則として、該当年度の申告期限(3月15日)までに提出することが必要です。ただし、納税通知書が届くまでに提出されたものは有効です。